

2024年11月21日

自由民主党  
組織運動本部 厚生関係団体委員長  
国光あやの 殿  
政務調査会 厚生労働部会長  
長坂康正 殿

日本栄養士連盟  
会長 井上幸子  
公益社団法人日本栄養士会  
会長 中村丁次

## 2025年度（令和7年度）予算・税制等に関する要望

平素は、本会に対しまして格別の御指導、御鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

栄養・食生活は、生命を維持し、こどもたちが健やかに成長し、人々が健康で幸福な生活を送るために必要です。本会では、全ライフステージにおいて栄養・食生活に関する様々な課題がある中、行政機関はもとより、学校や保育所、企業、医療機関、福祉施設など、多領域で展開されている栄養改善活動において、より質の高い栄養の指導を目指し管理栄養士・栄養士の人材育成、活動支援を行っています。

しかし、著しい社会環境の変化や人びとのニーズの多様化、複雑化を踏まえて、さらに管理栄養士・栄養士が行う栄養関連事業の充実強化を図ること必要であり、そのための各種制度等の見直し、予算確保等について、2025年度（令和7年度）政府予算の策定にあたり、次の事項について要望いたしますので、何とぞ御高配を賜りますようお願い申し上げます。

### 重点要望事項

- 1 管理栄養士・栄養士の更なる活躍に向けた卒後研修の推進（栄養士法の改正）
- 2 「誰一人取り残さない持続可能な社会の実現」に向けた栄養政策の充実強化
  - (1) 日本の栄養政策の国際発信・国際貢献を含め、栄養政策の更なる充実に向け、司令塔となる栄養指導室の組織強化（栄養指導室の省令室化）
  - (2) 栄養政策を適切に推進するための統括的な役割を担う行政管理栄養士の配置に向けた検討体制の整備
  - (3) 産学官等が連携した健康的で持続可能な食環境づくりへの継続的かつ十分な予算措置
- 3 「こども未来戦略」を担うための組織強化（こども家庭庁における栄養系技官の増員）
- 4 栄養教諭に期待される役割（職責）を遂行するための配置促進
- 5 管理栄養士・栄養士の処遇改善
- 6 物価・人件費等の高騰を鑑みた食事療養費及び基準費用額（食費）の見直し

## 内 容

### 1 管理栄養士・栄養士の更なる活躍に向けた卒後研修の推進（栄養士法の改正）

人生 100 年時代を迎える中で、誰もが長く元気に活躍できる社会の実現を目指して、医療、保健、福祉など様々な領域の栄養課題を解決していくことは重要です。

「管理栄養士・栄養士」は、医療法に基づき患者が医療機関の選択を適切に行うために必要な情報である医療機能情報提供制度において医療職種として明確化されています。また、令和 6 年度の診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の同時改定においては、栄養の重要性が評価され、栄養管理の更なる推進に向けて、様々な見直しが行われました。

また、本年 4 月から健康日本 21（第三次）がスタートし、健康的で持続可能な食環境づくりを始め、自治体内外の様々な関係部署・関係機関等と連携した栄養政策の推進が必要になります。

さらに、近年、頻発する災害支援においては、医療、保健、福祉等の各領域にいる管理栄養士が被災自治体と連携した栄養・食生活支援を行っています。経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）では、防災・減災及び国土強靱化の推進における災害派遣医療チームとして日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）も加わり、防災基本計画（令和 6 年 6 月 28 日中央防災会議決定）では、管理栄養士等による避難所における被災者の栄養・食支援について必要な措置を講じるよう努めることが具体的に明記され、災害支援を担う人材育成が益々重要となります。

上記を始め、管理栄養士・栄養士への期待が高まり、担うべき業務もより複雑・困難になりつつある中、卒後研修を通じ、資質の向上を図ることについて、栄養士法に規定し、管理栄養士・栄養士の人材育成体制を位置付けていただきますようお願いいたします。

### 2 「誰一人取り残さない持続可能な社会の実現」に向けた栄養政策の充実強化

#### (1) 日本の栄養政策の国際発信・国際貢献を含め、栄養政策の更なる充実に向け、司令塔となる栄養指導室の組織強化（栄養指導室の省令室化）

東京栄養サミット 2021 の成果文書（東京宣言）の日本政府のコミットメントの項目である「誰一人取り残さない日本の栄養政策」を「国際的な栄養政策」として日本が世界に発信し、支援することが求められております。

そのためには、日本国内においても「誰一人取り残さない持続可能な社会の実現」に向けた栄養政策の着実な遂行には、日本の栄養政策の中心を担っている厚生労働省において、日本栄養士会をはじめとする多様な関係団体、関係機関等が連携し、栄養政策の更なる充実に向け、司令塔としてリーダーシップをとるための組織として、栄養指導室を明確に位置付けていただくことが必要です。

これまででも、栄養指導室を「省令室」に昇格させ、国際的にリーダーシップをとるための司令塔としていただくよう要望しておりますが、実現に至っておりません。栄養指導室の「省令室」昇格が早急に実現されるようお願いいたします。

## (2) 栄養政策を適切に推進するための統括的な役割を担う行政管理栄養士の配置に向けた検討体制の整備

各自治体においては、医療費適正化や生活習慣病等の発症・重症化予防に加え、こどもの育ちのサポートの充実強化、経済格差に伴う栄養格差の縮小、持続可能な食環境づくりの推進、さらに、近年、頻発する自然災害への対応など新たな課題が顕在化しています。このような中で、行政管理栄養士は柔軟な発想の下、保健領域以外の部署や関係者と連携し、地域の栄養課題の解決を図っていくことが求められており、近年は、行政管理栄養士の複数配置や多様な部署への配置が進められつつあります。そのため、統括的な役割を果たす行政管理栄養士の存在が今後一層重要になると考えられています。

現在、厚生労働省では、行政管理栄養士の人材育成の強化に向けた様々な研究事業等が実施されており、その一環として本会においても、2023年度より厚生労働省からの委託を受け、横断的かつ戦略的に栄養政策を推進することができる「公衆衛生専門管理栄養士（仮）」の認定制度の発足に向けた検討を行っています。

そこで、「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針」（平成25年3月29日付け健が発0329第4号）の改正も視野に入れ、統括的な役割を担う行政管理栄養士の配置等に向けた検討会（厚生労働省）を設置するなど 各自治体における栄養政策を適切に推進するための体制の整備への支援をお願いします。

## (3) 産学官等が連携した健康的で持続可能な食環境づくりへの継続的かつ十分な予算措置

厚生労働省は、我が国の重要な栄養課題である「食塩の過剰摂取」、「若年女性のやせ」、「経済格差に伴う栄養格差」等に産学官等が連携して取り組むため、2022年3月に「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を立ち上げました。また、こうした食環境づくりを全国各地で効果的に推進するため、令和6年度から令和17年度までの国民健康づくり対策である「健康日本21（第三次）」において、全都道府県がこのイニシアチブと連携することを目標として設定し、取り組みを強化しています。

日本栄養士会においても、食環境づくりを推進するために、国と都道府県、企業と消費者との仲介役としての役割を発揮できる人材育成や技術支援に積極的に取り組んでまいります。

経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）においても中長期的に持続可能な経済社会の実現「経済・財政新生計画」の中で、予防・重症化予防・健康づくりの推進として、健康寿命を延伸し、生涯活躍社会を実現するため、減塩等の推進における民間企業との連携が明記されています。

このようなことから、「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を通じた食環境づくりの更なる推進に向けて、継続的かつ十分な予算措置をお願いいたします。

### 3 「こども未来戦略」を担うための組織強化（こども家庭庁における栄養系技官の増員）

こども家庭庁では、2023年12月の「こども未来戦略」に基づき、こどもの健やかな育ちを支え、「誰一人取り残さない」社会を実現する観点から、多様な支援ニーズを有する障害児や医療的ケア児、その家族の特性や状況に応じた質の高い、切れ目のない支援体制を強化していくこととされています。障害児や医療的ケア児が、健やかに発育・発達し、尊厳ある自己実現するためには、一人ひとりの栄養状態や食生活の質の向上を図ることが不可欠です。また、障害児や医療的ケア児の栄養・食生活に関する相談支援については、障害種別に応じた専門性が必要であり、管理栄養士、栄養士を中心に多職種で連携して行うことが重要です。

このようなことから、こども家庭庁においては、障害児の支援に関わる地域の管理栄養士、栄養士が、障害児やその家族に対して食生活に関する適切な支援・栄養指導を行えるよう、障害児の栄養状態及びその支援に関する調査研究を充実させるとともに、地域における障害児支援の質の向上・支援体制の整備に資する栄養施策が企画・立案されるよう、障害児支援に関する業務に専従する新たな栄養系技官の配置をお願いします。

### 4 栄養教諭に期待される役割（職責）を遂行するための配置促進

超高齢少子化社会が進み、次世代の健康の維持・増進、特に次世代が自らの健康の維持・増進を育む力を習得していくことが益々重要となってきた中、栄養教諭制度の創設時の理念が十分に達成できているとは言えない現状があります。

具体的には、文部科学省の公表結果によると、各都道府県における栄養教諭の配置状況が約7%～約98%と都道府県間で相当の格差がある状況です。また、2023年1月文部科学省の「養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議」においては栄養教諭の法的位置づけ、採用、任用、配置、求められる役割等に課題があることが指摘されました。加えて、日本栄養士会が実施した「栄養教諭等の職務・業務に関する調査」の結果においても、栄養教諭が配置されていても、給食管理業務の比重が大きく、児童・生徒に対する食に関する指導や個別的栄養相談に十分注力できない学校が少なくない状況でした。

すなわち、子どもたちは自分が生活する地域を選べない中、他律的な理由により、栄養教諭から食に関する指導を受けられない子どもたちが多数存在し、本会としてこの状況を非常に重大視しています。

つきましては、全都道府県を対象としたこうした状況の改善、地域間の格差の是正に向け、栄養教諭の配置促進について強力な支援をお願いします。

## 5 管理栄養士・栄養士の処遇改善

厚生労働省が実施している「賃金構造基本統計調査」の職域別平均賃金<sup>1)</sup>の職種は栄養士ですが、管理栄養士も含まれていると想定し、管理栄養士・栄養士の平均賃金として捉えて、令和5年調査結果を見ると、管理栄養士・栄養士の所定内給与額は、保健・医療専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床検査技師、看護師）及び社会福祉専門職（保育士、介護支援専門員等）の中で、最も低い結果でした。

日本栄養士会においても、2022年（令和4年）に、管理栄養士・栄養士の社会的役割の明確化、職域別、経験値別、すなわち実力や成果に見合った待遇の評価と改善、および新たな活動領域や雇用先の拡大に繋げることを目的として「管理栄養士・栄養士就業実態調査」を実施しました。その結果、令和5年賃金構造基本統計調査結果から算定した栄養士の年収（企業規模計10人以上）は約3,756,000円でしたが、本会の調査では300万円～350万円未満と回答した方が最も多く13.5%であり、300万円未満が17.7%である現状が明らかになりました。

このようなことから、現状の物価高騰等により経営が苦しくなっている保健、医療、福祉、介護等における各施設を支援し、管理栄養士・栄養士をはじめとする関連する他の専門職の処遇改善が可能となるよう必要な財政支援が講じられますようお願いします。

## 6 物価・人件費等の高騰を鑑みた食事療養費及び基準費用額（食費）の見直し

入院時食事療養費については、昨今の物価高の影響で食材料費が高騰したことにより、令和6年6月1日から入院時の食費の基準が1食につき30円引き上げられました。

しかし、入院時食事療養にあたっては、適時適温（18時以降）、大量調理マニュアル等に沿った運用、摂食嚥下障害及び食物アレルギーを有する等の患者に対する個別対応の増加等、栄養・給食部門に従事する者の負担は増大しています。また、物価上昇による食材費の高騰に加え、人材確保が困難となっている現状から人件費も高騰し、委託給食会社が撤退する医療機関も散見されます。日本栄養士会が実施した「2023年度入院食事療養費の収支等に関する実態調査」の結果においても食事療養費の収支差額は1日1人あたり約600円のマイナスの赤字額となっていました。また、介護保険施設における基準費用額（食費）についても同様の状況であると考えられます。

つきましては、患者や利用者一人ひとりの栄養状態や摂食状況に応じた個別の対応を重視し、栄養ケアによって栄養状態を改善するための食事の提供を維持するため、入院時食事療養費及び介護保険施設基準費用額（食費）の適切な額の設定をご検討いただきますようお願いいたします。